

戸坂くるめ木集会所管理規則

(目的)

第1条 この規則は、戸坂くるめ木集会所（以下「集会所」という。）の適正な管理を計ることを目的とする。

(集会所の利用)

第2条 集会所は、地域住民の福利厚生、文化的教養の向上等を目的とする会合等に利用するものとする。

(集会所管理者)

第3条 町内会長は、地域住民のうちから集会所管理者を委嘱する。

2 集会所管理者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 集会所管理者には予算の範囲内で手当を支給する。

(集会所管理者の職務)

第4条 集会所管理者は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 集会所の管理及び破損等の報告に関すること。

(2) 集会所の利用申請の承認及び利用状況等の報告に関すること。

(3) その他、町内会長が特に必要と認めること。

(集会所の利用承認申請)

第5条 集会所を利用しようとするときは、集会所利用承認申請書(別記様式)を提出してその承認を得なければならない。

(遵守事項)

第6条 集会所を利用するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 集会所管理者の指示に従うこと。

(2) 高声・騒音等を発して付近の居住者に迷惑をかけないこと。

(3) 利用が終了したときは、直ちに清掃し、火気・戸締り等の点検を行うこと。

(使用料)

第7条 集会所の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、集会所管理者に集会所の利用に係る料金(以下「使用料」という。)を支払う。ただし、第2条の集会所の利用目的に沿ったコミュニティ活動又は町内会長が特に認めた場合は、使用料を徴収しない。

2 使用料の額は、別表1に定める。

(使用料の返還)

第8条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、その全部又は一部を返還するものとする。

(1) 天変地異により集会所を利用できなかったとき。

(2) 集会所の管理上の都合により施設を利用できないとき。

(3) 利用者が、利用前日までに利用の取消しを申し出たとき。

(4) その他町内会長が特に必要と認めたとき。

(許可の取消し等)

第9条 集会所管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の許可条件に違反したとき。
- (2) 不正な手段によって利用許可を受けたとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じることがあっても町内会はその責めを負わない。

(禁止行為)

第10条 集会所を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (2) 許可を受けずに壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等を行うこと。
- (3) 危険物又は有害な物品を持ち込むこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

(利用の中止等)

第11条 集会所管理者は、集会所を利用する者が前条各号に掲げる事項を守らないときその他集会所の管理上支障があると認めるときは、当該集会所の利用を中止させ、又はその利用の承認を取り消すことができる。

2 戸坂くるめ木町民の葬儀等による場合は、利用を中止する。

3 前項の規定により集会所の利用の中止又は利用の承認の取消しがあったときは、利用者はその施設を原状に復して集会所管理人の検査を受けなければならない。

附則1

この規則は、2014年3月30日から施行する。

附則2

第7条のコミュニティ活動には、官公庁の主催する行事等も含む。

【2014年3月30日】

別表 1

単位円

区分	使用料の額 (1時間までごとに)
一階集会室	200
二階集会室	400

※ 地区外の者が利用する場合は、上表使用料の20%増とする。

※ 営業等を目的に利用する場合は、上表使用料の2倍額とする。

※ 利用したい1階の集会室が、月極めの営業団体で既に予約されている場合は、2階集会室の使用料は、二分の一とする。

区分	使用料の額
通夜又は葬儀	15,000